

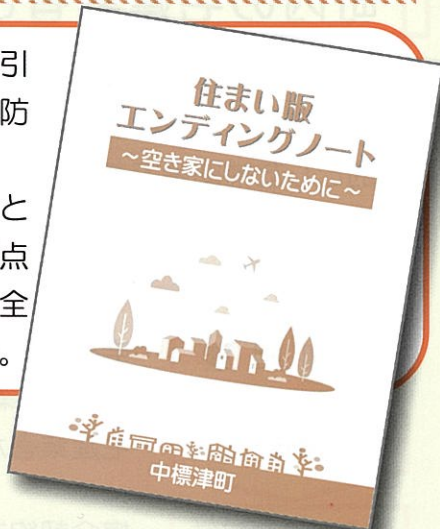
「住まい版エンディングノート」を配布しています

空き家となる多くの原因に「相続」があります。将来、建物をどのように引き継ぐかをあらかじめ考え、家族で話し合っておくことが、空き家の発生予防につながります。

空き家発生予防の取り組みとして、所有者の住まいへの思いを整理するとともに、活用方法など家族で話し合うきっかけにもらうため、住まいに重点を置いた「住まい版エンディングノート」を作成しました。我が家を管理不全空家や特定空家にしてしまわないよう今後について早いうちに考えましょう。



◀◀ご希望の方はホームページからダウンロードすることができます。
なお、都市住宅課（空き家相談窓口）でもお渡ししています。



活用のイメージ



実際のページを一部ご紹介します

① 所有する土地について、今後、生きている間に所有し続けるのか、手放すのか等、どうしたいかを選択します

② ①で選択した今後の方向性に向けて、実際にどのような方法で所有する土地を活用するかを選択します

③ ②で選択した活用方法の一例を紹介しています。土地を活用するイメージの参考としてください

④ 土地と同様に建物について考えましょう

☆ 生きている間に土地・建物をどうしたいか記入してみましょう

～土地について～

No.	このまま所有しますか？	どのように活用したいですか？	活用例
1	☐ 所有し続ける ☐ 手放す ☐ 返却する ☐ わからない	☐ 住む ☐ 貸す ☐ その他() ☐ 売る ☐ 譲る ☐ その他() ☐ 所有者()へ返却する 理由[]	＊住む＊ 居住用地 別荘地
2	☐ 所有し続ける ☐ 手放す ☐ 返却する ☐ わからない	☐ 住む ☐ 貸す ☐ その他() ☐ 売る ☐ 譲る ☐ その他() ☐ 所有者()へ返却する 理由[]	＊貸す＊ 宅地・店舗用地 ・月極駐車場
3	☐ 所有し続ける ☐ 手放す ☐ 返却する ☐ わからない	☐ 住む ☐ 貸す ☐ その他() ☐ 売る ☐ 譲る ☐ その他() ☐ 所有者()へ返却する 理由[]	＊売る＊ 新たな土地利用

～建物について～

No.	このまま所有しますか？	どのように活用したいですか？	活用例
1	☐ 所有し続ける ☐ 手放す ☐ 返却する ☐ わからない	☐ 住む ☐ 貸す ☐ その他() ☐ 売る ☐ 譲る ☐ その他() ☐ 所有者()へ返却する 理由[]	

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。
空き家通信のほか、国土交通省・中標津町のホームページでも発信しています！

🔍 空き家対策 国土交通省

問い合わせ：中標津町 建設水道部 都市住宅課 都市計画・景観係

2次元
バーコードから
簡単アクセス

国土交通省



中標津町



【TEL：0153-74-0965（直通）】

中標津町 空き家通信

2025.10

第3号

発行：中標津町 建設水道部
都市住宅課 都市計画・景観係

使っていないお家…

近隣に迷惑をかけていませんか？

費用ばかりかかっていませんか？

将来、使う予定ありますか？



使っていないお家であっても、管理責任や税金がかかってくるのはもちろんのこと、人が住まなくなった空き家は、主に以下の理由から劣化スピードが加速します！

- ✓ 不十分な換気… 湿気が溜まったままとなり、木材はカビで腐食し金属には錆が発生します
- ✓ トラブルに気づかない… 雨漏りや破損等の異常に気づかず対策がされないまま劣化が進行します
- ✓ 害虫や害獣の侵入… シロアリや鳩、ネズミ等のフンや汚れから建材や衛生状態が悪化します

専門家に相談しましょう

将来、

“空き家になってしまうかもしれない” “空き家をどうしたらいいかわからない”
とお困りの方は、トラブルが起ってしまう前に、空き家になってしまう前に、
まずは専門家に相談してみましょう

<空き家に関する相談先の例>

登記情報に関すること	釧路地方法務局 中標津出張所	土地の境界に関すること	土地家屋調査士
相続人調査に関すること	行政書士	不動産取引・管理・賃貸に関すること	不動産業者
相続・登記・成年後見に関すること	司法書士	解体に関すること	解体業者
法律相談に関すること	弁護士	建物の修繕等に関すること	工務店等
耐震診断・リフォームに関すること	設計事務所	補助金・空き家全般に関すること	役場空き家担当



気づかなかったトラブルに早期に気づくかもしれません



考えつかなかった解決方法が見つかるかもしれません



想像よりも安価で簡単に解決できるかもしれません



令和7年度 中標津町空家等利活用促進事業補助金

放置される空家等の発生抑制、利活用及び流通を促進し、空家等の有効活用を図るため、空家等で専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う、調査、測量、登記手続等にかかる経費、残存する家財道具等の処分経費または、改修工事経費の一部を補助します。

※申請があったものから審査を行い予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

※補助対象となるうえで申請者要件があります。

※令和8年3月31日までに、申請の事業を完了する必要があります。

申請締め切り
令和8年2月27日(金)
まで

補助対象となる空家

次の要件の全てに該当する空家が対象となります。

- (1) 中標津町内に所在し、個人が所有する1年以上居住がない空家等
- (2) 既に過去に賃貸の用に供していない空家
- (3) 3親等以内の親族ではない方と賃貸又は売買を目的として、補助金の交付を受けた日から起算して2年間、町内の宅地建物取引業者との媒介契約を締結する又は空家情報の登録をすること
- (4) 過去にこの補助金の対象事業の交付を受けたことがない空家等であること



補助金申請の流れ・対象となる事業

※解体費の補助ではありません

※関係様式は、窓口配布または、HPよりダウンロードしてください。

※既に着手した事業は交付対象となりません

① 空家等調査費等補助事業

補助対象経費の1/2 補助上限額 5万円

STEP 1 専門家、業者などへ
相談・見積

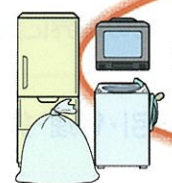


空家等の専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う調査、測量、表題登記、相続登記手続き等を行い、賃貸、売買等、利活用ができる状態にする事業

② 空家等家財処分費補助事業

補助対象経費の1/2 補助上限額 10万円

STEP 2 補助金申請書の提出



空家等の残存する家財道具等の撤去及び処分、清掃、敷地内樹木の環境改善を行い、適正な管理及び賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業

③ 空家等改修費補助事業

補助対象経費の1/2 補助上限額 20万円

STEP 4 事業完了
(3/31 まで)



空家等の改修工事を町内建設業者が行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業

STEP 5 実績報告書の提出

申請等の提出・問い合わせ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町役場 建設水道部 都市住宅課 都市計画・景観係
TEL:0153-74-0965(直通)

「空き家補助金」の
詳細はこちらから

中標津町 HP



町内の宅建業者と媒介契約 または 空家情報の登録 が必要です

補助金の交付を受けた日から2年間、「町内の宅地建物取引業者との媒介契約の締結」又は「空家情報の登録をすること」を補助要件としています。これは空家等の利活用及び流通を促進し、有効活用を図ることを目的とした補助金であるためです。そこで、不動産を売却するまでの流れの一例を以下のとおりまとめました。(あくまでも一例であるため事業者によって異なる場合があります)

売却までの流れ(例)

- 売却相談 …宅建業者に価格等について相談します
*「宅建業者」とは主に不動産業者のことです
- 物件調査・査定 …宅建業者が物件を調査し査定価格を提示します
- 媒介契約の締結 …媒介契約を締結して、売却の依頼をします
- 広告(販売活動) …媒介業者は買主を探すため販売活動を行います
*仲介する宅建業者を媒介(仲介)業者といいます
- 契約交渉・告知 …購入希望者と契約条件について交渉します
- 売買契約の締結 …契約条件について買主と合意後、契約します
- 決済・引渡し …代金の受領と同時に買主に物件を引渡します

空家情報の登録

空家情報の登録とは、申請物件の現況等の情報を「北海道空き家情報バンク」に登録することです。この「北海道空き家情報バンク」は、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、所有者からの空家情報を、利用を希望する方に提供する北海道が行っている制度です。なお、インターネットの他、書面でも登録が可能です。

詳細は「北海道空き家情報バンク」HPをご覧ください→



補助金の活用事例をご紹介します



空き家の敷地に残っていた樹木を処理し環境を改善することで、空き家の流通につながりました！



相続登記が義務化されています(令和6年4月1日施行)

土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合は、「相続による所有権移転」登記を、その不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。また、亡くなられた方がお住まいになっていた不動産の他に不動産を所有している場合は、その不動産も相続登記を行う必要があります。

- ◆ 相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないことになっています。
- ◆ 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくは ▶▶ 釧路地方法務局本局 釧路市幸町10丁目3 釧路合同庁舎 代表 TEL 0154-31-5000